

建設

1 道路

近年多発している豪雨や、いつ発生するか予測できない大地震など、激甚化する自然災害から市民のいのちとくらしを守るため、橋りょうや斜面の防災・減災対策を推進するとともに、戦略的な維持管理などに取り組みます。また、都市の活力を高める道路整備を進めるとともに、無電柱化や「歩くまち・京都」の取組などにより、快適で魅力あふれる道路空間を創出します。

(1) 道路の維持管理

ア 長寿命化修繕計画に基づく維持管理

本市は、国道・府道も含めて市内の3,607km（令和4年3月末）の道路を管理しており、舗装やトンネルなど、管理する道路施設は膨大な数に上ります。そのため、計画的に点検・修繕等を行うことで、トータルコストの縮減、予算の平準化を図り、効率的・効果的な維持管理を進めています。

市管理の主な施設数

	舗装	トンネル	橋りょう	横断歩道橋
管理数	3,240km	19箇所	2,943橋	29橋

（令和5年3月末）

イ 土木みどり事務所等による日常の維持管理

市民の皆様からの御連絡や日々のパトロール、点検等を通じて、年間約19,000件（令和4年度）の補修等を行っています。冬季には、凍結防止剤の散布を実施するとともに、積雪の多い山間地域と市街地を結ぶバス路線等を中心に、除雪作業を実施しています。また、道路・水路等の占用などに関する業務や道路の境界確定等の管理業務を行っています。

(2) 防災・減災対策や災害への対応

ア 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕

災害時における避難ルートや緊急車両等の通行を確保するため、橋りょうの耐震補強をスピードアップするとともに、老朽化した橋りょうの修繕を進めるため、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、効率的・効果的に対策を実施しています。

イ 道路に面する斜面の防災対策

豪雨等による災害を未然に防止するため、斜面の落石・崩壊対策を進めています。「道路のり面維持保全計画」に基づき、市民生活に与える影響が大きい緊急輸送道路を優先するなど、より効率的・効果的に対策を実施しています。

ウ 災害への対応

警報発令時等には、土木みどり事務所等において、24 時間体制で警戒に当たり、道路の通行確保や応急復旧等を行っています。また、道路斜面の崩壊等が生じた場合には、速やかに災害復旧を行う必要があり、令和 4 年度の大雨により被害を受けた道路について、3 件の災害復旧工事を実施しています。

(3) 道路整備

ア 幹線道路の整備

5 つの視点（日常における安心・安全の確保、防災・減災対策の推進、公共交通優先のまちづくり、他の関連事業やまちづくりとの連携、道路ネットワークの充実）で整備路線を選定し、道路の整備を進めています。

イ 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

堀川通の機能強化や、本市と大津方面や亀岡方面とを結ぶルートの整備など、広域的な道路ネットワークについて、国や京都府等と議論を深めるなど、実現に向けた取組を進めています。

(4) 快適な道路空間の創出

ア 通学路等における交通安全対策の推進

平成 24 年の亀岡市の事故以降、教育委員会や警察等と連携し、「京都市通学路交通安全プログラム」に基づく対策を着実に進めています。また、令和元年の津市での事故を受け、児童の移動経路を順次点検したうえで、安全対策として、防護柵や区画線の整備などを 192 箇所を実施しました。

イ 道路のバリアフリー化事業の推進

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「重点整備地区」に 24 地区を選定しています。この「重点整備地区」等において、歩道の拡幅や段差の解消、自動車の速度を抑える歩車共存道路の整備などを進めています。

ウ 無電柱化事業の推進

風情豊かで歴史的な町並み景観の保全・再生や防災機能の向上、安心で快適な歩行空間の確保を目的に、63km（令和 5 年 3 月末）の無電柱化が完了しています。「今後の無電柱化の進め方」に基づき、小型ボックスを活用するなどにより、コストの縮減を図りつつ、無電柱化を推進しています。

2 自転車

誰もが安心して心地よく行き交え、健康的で環境にも優しい自転車をいかして、市民が生活の質を高め合う「自転車共生都市・京都」の実現を目指し、自転車走行環境の整備やルール・マナーの啓発、自転車駐輪環境の整備に加え、多様な場面での自転車の活用に努めます。

(1) 自転車走行環境の整備

自転車が車道の左側を安全・快適に走行できるよう自転車交通量が多い路線等で、矢羽根マーク等の設置による自転車走行環境の整備を進めています。矢羽根マークは景観に配慮し、ベンガラ色を採用しています。

(2) ルール・マナーの啓発

ア 京都市自転車安全教育プログラム

子どもからお年寄りまでライフステージ別に教えるべき主なポイントや、実施している安全教室等をまとめた「京都市自転車安全教育プログラム」を策定し、体系的な自転車安全教室に取り組んでいます。

イ 自転車ルール等啓発冊子の配布

自転車のルール等を分かりやすく説明した冊子「Enjoy 自転車 life in kyoto」を、市内の保育施設、幼稚園、小中高校などの全児童・生徒に配布しています。

(3) 自転車駐輪環境の整備と放置自転車の撤去

ア 自転車駐輪環境の整備

まちかど駐輪場や機械式地下駐輪場等の設置、既存の施設における誰もが利用しやすい駐輪空間の整備、民間事業者の駐輪場整備に対する助成等を実施しており、駐輪場箇所数が平成20年と比べ、約2.5倍に増えました。

イ 放置自転車の撤去

市内のほぼ全域を「自転車等撤去強化区域」に指定し、土・日・祝日、夜間を含めて撤去を実施しています。

3 河川

「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を目指し、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、歴史や環境にも配慮した京都らしい川づくり、水辺づくりを進めます。

(1) 都市基盤河川改修事業の推進

一級河川の整備・管理は、国及び都道府県が行うとされていますが、都市周辺部のきめ細かい治水対策を実施するため、西羽束師川や有栖川をはじめ、17 河川、約 30km を対象に、本市が都市基盤河川改修事業として整備しています。また、整備に当たっては、ワークショップを行うなど、市民に親しまれる川づくり・水辺づくりを行っています。

(2) 準用河川・普通河川の維持管理と改良

本市では、河川法に定める準用河川 31 河川と京都市水路等管理条例に基づく河川 291 河川の計 322 河川、489km を管理しています。

ア 維持管理

河川の流水機能を最大限発揮させるため、効率的な点検を行い、点検結果を踏まえた、計画的で持続可能な維持管理を実施しています。

イ 河川改良

過去に浸水被害が発生した 8 河川を対象に、優先度を定め、事業の効率化を図る「普通河川整備プログラム」に基づき、河川の拡幅や護岸のかさ上げ等を実施するなど、浸水対策を進めています。

市内を流れる河川の現況

種別	細別	管理者等	河川数	延長 (km)
一級河川	直轄河川	国	5	42.2
	指定区間	京都府	53	318.3
	うち、都市基盤河川 改修事業の対象区間	京都市*	17	29.5
準用河川		京都市	31	50.0
普通河川		京都市	291	438.5
合計			380	849.0
	うち、京都市管理		339	518.0

※ 京都府に代わり、京都市が工事等を実施 (令和 54年 7 月末)

(3) 高瀬川再生プロジェクト

高瀬川は、京都市街の中心部を南北に流れ、せせらぎを感じさせる貴重な水辺空間である一方、護岸の老朽化や水枯れなどが生じています。このため、高瀬川周辺一帯の魅力あふれる水辺環境の創出を目的とする護岸改修や水枯れ対策、樹木や植栽の整備を行っています。

(4) 排水機場の維持管理

河川が合流する場所では、排出先の河川の水位が上昇し、排出元の河川の水が自然に流れない場合があります、その際にはゲートを閉めることで逆流を防ぐとともに、排出元の河川の水があふれないよう、排出ポンプでくみ出す必要があります。本市では、このような場所において、16箇所（令和 5 年 3 月末）の排水機場等を管理しています。

4 公園・みどり

「どこを見ても庭園のように設えられている緑の文化首都・京都」を目指し、四季を感じられる緑化など、地域にふさわしい新たな緑を増やすとともに、緑の資産について、景観や文化を含め大切に守り育てます。

(1) 公園の維持管理と再整備

建設局では、934箇所（令和5年3月末）の公園を管理しています。老朽した遊具等の修繕や更新、出入口のバリアフリー化、ブロック塀の取替えなどを進めるとともに、地域のニーズに沿った公園づくりや賑わいの創出等に向け、再整備に取り組んでいます。

(2) 公園利活用の推進

都市の魅力、活力、憩いを生み出す貴重な空間である公園を最大限利活用し、その魅力や利便性を高めるため、令和3年度から、企業などに対して公園の柔軟な利活用を試行的に認め、公・民で継続的に対話等を行いながら、それぞれの公園の理想像を探る「公民連携 公園利活用トライアル事業」を実施しています。

この事業を通じて醸成された公園利活用の機運の高まりを発展させ、持続可能なものとするために、本市唯一の広域公園である宝が池公園において、産学公民の多様な関係者が一同に会して知恵を結集し、公園の魅力向上等に取り組むプラットフォームを立ち上げました。一方、地域に身近な街区公園等では、地域が主体となる公園運営を企業等多様な主体がハード・ソフトの両面から支援する新たな公園運営モデルの構築に向け、民間企業と共同研究を行うなど、これら各公園の特性に応じた持続可能な公園運営の仕組みを公民連携で検討しています。

(3) 雨庭の整備

「雨庭」は、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が、寺社などで古くから造られてきました。本市では、そのような庭園文化を継承している京都の造園技術力をいかし、道路上などの公共用地を中心に「雨庭」の整備を進めています。

(4) 街路樹等の育成管理

本市では、イチョウやサクラといった約 4 万本（令和 5 年 3 月末）の高木と、ツツジやアベリアなど約 80 万本（令和 5 年 3 月末）の低木の街路樹を育成管理しています。道路への植栽等により、人の目に見える緑を増やし、緑に関する市民の皆様の満足度を高めています。

(5) 街路樹の剪定

美しい紅葉を楽しんでいただけるよう、令和 2 年度から、秋口までに枝葉を透かしながら、樹形を小さく整える剪定方法を本格導入しています。

5 区画整理

国道 1 号や名神高速道路、第二京阪道路などにより、京都府南部や大阪、神戸などへのアクセスに優れた伏見西部地区において、市街地整備の代表的手法である土地区画整理事業により、都市機能集積地域として基盤整備を進めます。

各地区の進捗状況

地区名	施行面積 (ha)	進捗率 (事業費ベース)
伏見西部第三地区	104.5	90%
伏見西部第四地区	116.7	55 %
伏見西部第五地区	64.5	44 %

(令和 5 年 3 月末)

6 市民協働

市民の皆様の京都への愛着が土木施設への愛着につながり、除草や清掃等の自主的な活動が広がるなど、「みんなごと」のまちづくりの実現に向け、取組を進めています。

(1) 自主的な活動のサポート

ア みつけ隊

道路、河川、公園の損傷箇所を投稿できるスマートフォン用アプリ「みつけ隊」を、市民の皆様とワークショップを実施しながら開発しました。5,535名（令和5年3月末）の方が登録され、投稿いただいた情報を基に補修等を行っています。

イ 公園愛護協力会

683団体（令和5年3月末）の皆様が、地域の公園を清潔で安全かつ楽しく御利用いただけるよう、清掃や除草などに取り組まれています。用具の支給やごみの回収など、活動を支援しています。

ウ 京都市街路樹サポーター制度

2,359名（令和5年6月末）の皆様が街路樹とその周辺の美化や緑化に取り組んでいます。用具、ボランティア袋の支給や保険への加入など、活動を支援しています。

(2) 御支援

ア 全国の皆様からの支援で行う三条大橋の補修・修景

創建当時の様子を示す銘文が刻まれた擬宝珠が残っているなど、歴史的な風景を体感できる三条大橋の老朽化が進行していることから、三条大橋の美しい風景や木の文化を次世代に継承していくため、ふるさと納税を通じた皆様の御寄付により、木製高欄の更新をはじめとした「三条大橋の補修・修景」に取り組んでいます。

イ 東本願寺前における市民緑地整備事業

東本願寺前の一帯がこれまで以上に賑わい、憩いの空間となるよう、ふるさと納税制度などを活用し、市道と東本願寺所有の緑地を一体的に「市民緑地」として整備しました。